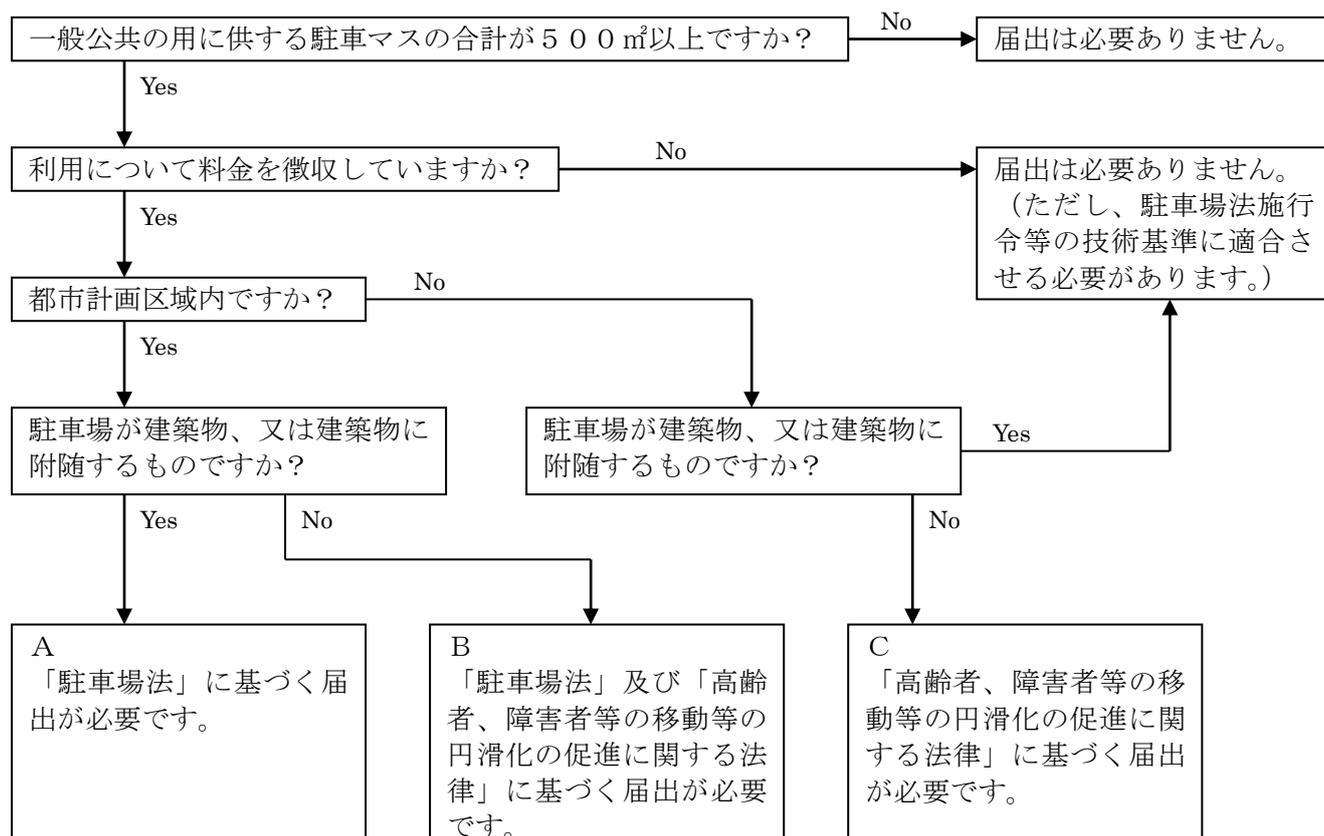


路外駐車場設置に関する手続き

道路の路面外に設置される自動車^{注1}の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの^{注2}（これを路外駐車場と言う。）を設置するまたは変更する際には、駐車場法や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出が必要となる場合があります。



注1 自動車：道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車のこと

注2 一般公共の用に供するもの：不特定多数の者が自由に使用できる駐車場のこと。ただし、月極駐車場など、一定の区画において独占的な使用権を設定して他の自動車の使用を一切排除するような場合は、「一般公共の用に供する」とは言わない。

駐車スペースに関して技術基準上には規定ありませんが、原則として2.3m×5.0mとします。
(ただし、附置義務駐車場については2.5m×6.0mとなります。)

A 「駐車場法」に基づく届出

届出の名称	届出の時期	提出物（それぞれ1部ずつ）	備考
路外駐車場設置（変更）届出 （駐車場法第十二条）	路外駐車場を設置する際は 工事着手前までに 、または既に設置済みの路外駐車場を変更する際は 変更する時に 届出が必要です。	①路外駐車場設置（変更）届出書 ②位置図（縮尺1/10,000以上） ③平面図（縮尺1/200以上で以下の事項が記載されているもの） イ 駐車場の区域 ロ 駐車場の自動車の出入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） ハ 駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋 ニ 建築物である駐車場にあっては、各階平面図（縮尺1/200以上）並びに2面以上の立面図及び断面図 ④その他 駐車場の構造及び設備基準チェック表、構造及び設備基準事項を表示した図面など ※特殊装置を用いる場合のみ、大臣認定書の写し及び特殊装置設置計画書	・建築基準法その他の法令によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準によらなければなりません。 ・駐車場の用に供する部分と路外駐車場の区域内の自動車の車路とが構造上判然と分別していない場合には、駐車場の用に供する部分の面積は当該車路の面積を含めて算出してください。
管理規程（変更）届出 （駐車場法第十三条）	路外駐車場管理者は、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定めた上で、 駐車場供用開始後10日以内 に届出が必要です。また管理規程を変更する際にも、 変更後10日以内 に届出が必要です。	①管理規程（変更）届出書 ②管理規程事項の書類（以下の事項を定める必要あり） イ 駐車場の名称 ロ 駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ハ 路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。） ニ 駐車料金に関する事項（駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。） ホ 駐車場の供用契約に関する事項（駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。） ヘ 駐車場の構造上、駐車することができない自動車 ト 駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	
路外駐車場休止（再開）等届出 （駐車場法第十四条）	路外駐車場管理者は、路外駐車場の 全部又は一部の供用を休止した時から10日以内 、又は 廃止したときから10日以内 に、届出が必要です。また現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したとき、 再開後10日以内 に届出が必要です。	①路外駐車場休止（再開）等届出書 ②位置図（縮尺1/10,000以上） ③平面図（縮尺1/200以上で以下の事項が記載されているもの） イ 駐車場の区域 ロ 駐車場の自動車の出入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） ハ 駐車場の付近の道路並びに道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋 ニ 建築物である駐車場にあっては、各階平面図（縮尺1/200以上）並びに2面以上の立面図及び断面図	

B 「駐車場法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出

届出の名称	届出の時期	提出物（それぞれ1部ずつ）	備考
路外駐車場設置（変更）届出 （駐車場法第十二条）	路外駐車場を設置する際は 工事着手前までに 、または既に設置済みの路外駐車場を変更する際は 変更する時に 届出が必要です。	①路外駐車場設置（変更）届出書 ②位置図（縮尺1/10,000以上） ③平面図（縮尺1/200以上で以下の事項が記載されているもの） イ 駐車場の区域 ロ 駐車場の自動車の出入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） ハ 駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋 ニ 建築物である駐車場にあっては、各階平面図（縮尺1/200以上）並びに2面以上の立面図及び断面図 ④ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく主務省令で定める書面</u> ⑤その他 駐車場の構造及び設備基準チェック表、構造及び設備基準事項を表示した図面など ※特殊装置を用いる場合のみ、大臣認定書の写し及び特殊装置設置計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法その他の法令によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準、及び移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令の技術的基準によらなければなりません。 ・駐車場の用に供する部分と路外駐車場の区域内の自動車の車路とが構造上判然と分別していない場合には、駐車場の用に供する部分の面積は当該車路の面積を含めて算出してください。 ・④の書類を添付すれば、<u>都市計画区域内の特定路外駐車場設置届出を提出する必要はありません。</u>
管理規程（変更）届出 （駐車場法第十三条）	路外駐車場管理者は、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定めた上で、 駐車場供用開始後10日以内に 届出が必要です。また管理規程を変更する際にも、 変更後10日以内に 届出が必要です。	①管理規程（変更）届出書 ②管理規程事項の書類（以下の事項を定める必要あり） イ 駐車場の名称 ロ 駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ハ 路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。） ニ 駐車料金に関する事項（駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。） ホ 駐車場の供用契約に関する事項（駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。） ヘ 駐車場の構造上、駐車することができない自動車 ト 駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	
路外駐車場休止（再開）等届出 （駐車場法第十四条）	路外駐車場管理者は、路外駐車場の 全部又は一部の供用を休止した時から10日以内 、又は 廃止したときから10日以内 に、届出が必要です。また現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したとき、 再開後10日以内に 届出が必要です。	①路外駐車場休止（再開）等届出書 ②位置図（縮尺1/10,000以上） ③平面図（縮尺1/200以上で以下の事項が記載されているもの） イ 駐車場の区域 ロ 駐車場の自動車の出入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） ハ 駐車場の付近の道路並びに道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋 ニ 建築物である駐車場にあっては、各階平面図（縮尺1/200以上）並びに2面以上の立面図及び断面図	

C 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 に基づく届出

届出の名称	届出の時期	提出物（それぞれ1部ずつ）	備考
特定路外駐車場設置（変更）届出 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十二条）	路外駐車場を設置する際は 工事着手前までに 、または既に設置済みの路外駐車場を変更する際は 変更する時に 届出が必要です。	①特定路外駐車場設置（変更）届出書 ②位置図（縮尺1／10,000以上） ③平面図（縮尺1／200以上で以下の事項が記載されているもの） イ 駐車場の区域 ロ 路外駐車場車いす使用者駐車施設、路外駐車場等移動等円滑化経路その他の主要な施設 ④その他 駐車場の構造及び設備基準チェック表、構造及び設備基準事項を表示した図面など ※特殊装置を用いる場合のみ、大臣認定書の写し及び特殊装置設置計画書	